

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社トーカイ

【英訳名】 TOKAI Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野木 孝二

【本店の所在の場所】 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

【電話番号】 (058)263-5111

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 堀江 範人

【最寄りの連絡場所】 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

【電話番号】 (058)263-5111

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 堀江 範人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額413,076,113円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、監査等委員会設置会社へと移行するために、定款の一部を変更する。また、取締役会決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲において免除することができる旨の規定を新設し、併せて業務執行を行わない取締役については、責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を新設するために、定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小野木孝二、白井忠彦、樋口政廣、白木元朗、多賀慎一郎、堀江範人及び広瀬章義を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、山田豊、亀山穠及び磯部文雄を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、市橋勝彦を選任する。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役の安藤嘉章、山田豊、川島和男及び亀山穠へ退職慰労金を贈呈する。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内と定める。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	145,509	181	268	(注) 1	可決 (99.69%)
第2号議案	145,314	376	268	(注) 2	可決 (99.56%)
第3号議案				(注) 3	
小野木 孝二	143,787	1,903	268		可決 (98.51%)
臼井 忠彦	144,702	988	268		可決 (99.14%)
樋口 政廣	144,703	987	268		可決 (99.14%)
白木 元朗	144,707	983	268		可決 (99.14%)
多賀 慎一郎	144,705	985	268		可決 (99.14%)
堀江 範人	144,707	983	268		可決 (99.14%)
広瀬 章義	143,780	1,910	268		可決 (98.51%)
第4号議案				(注) 3	
山田 豊	142,531	3,159	268		可決 (97.65%)
亀山 穠	130,009	15,681	268		可決 (89.07%)
磯部 文雄	145,285	405	268		可決 (99.54%)
第5号議案				(注) 3	
市橋 勝彦	120,681	25,009	268		可決 (82.68%)
第6号議案	120,043	25,244	671	(注) 1	可決 (82.24%)
第7号議案	145,562	128	268	(注) 1	可決 (99.73%)
第8号議案	145,588	102	268	(注) 1	可決 (99.75%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。